

〔 平 16. 4 . 20 〕
〔 金 融 小 7 - 1 〕

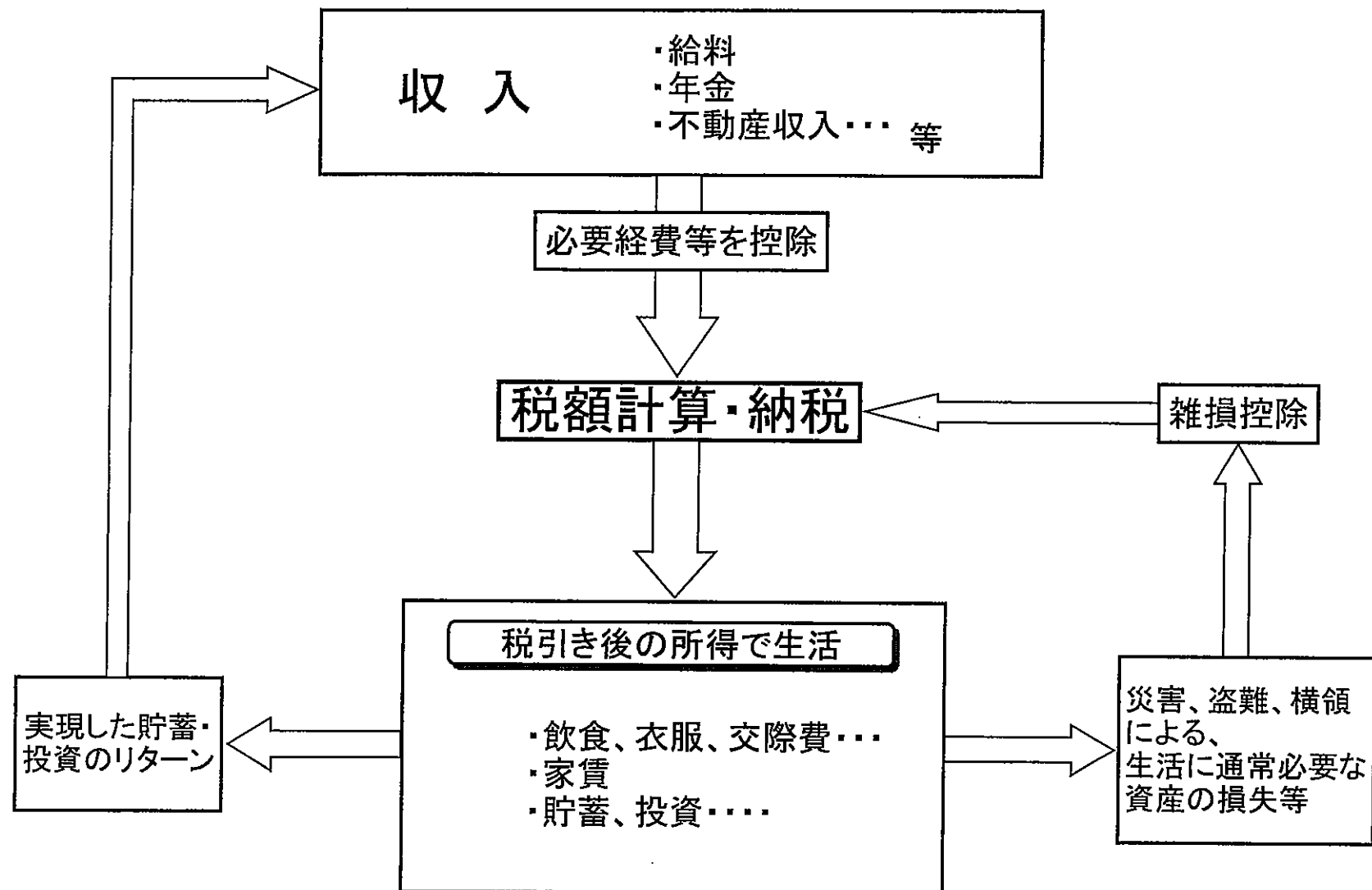
資 料

目 次

・ 資産減失について	1
・ 日本の所得税計算の仕組み（イメージ）	2
・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除等（エンジェル税制）の概要	3
・ 上場制度（上場廃止）の概要	4
・ 預金保険制度の概要	5
・ 金融機関が破綻したときの預金保護の仕組み	6
・ 主要先進国において資産が減失した場合の税務上の取扱い	7
・ 有価証券が無価値化した場合の各国における課税上の取扱い	8
・ 雑損控除の概要	9
・ 外貨建て商品・保険・先物等の課税関係（換金時）	10
・ 外貨建て商品の課税の概要（イメージ図）	11
・ 生命保険商品（養老保険・変額保険）の概要	12
・ 金融類似商品等に対する課税制度の概要	13
・ 主な金融商品に係る損益について	14
・ 納税者番号制度未導入国であるイギリス、ドイツ、フランスの状況について	15
・ 日本における主な個人向け金融商品に対する課税関係〔概要〕	16
・ アメリカにおける主な金融商品に対する課税関係〔概要〕	17
・ イギリスにおける主な金融商品に対する課税関係〔概要〕	18
・ ドイツにおける主な個人向け金融商品に対する課税関係〔概要〕	19
・ フランスにおける主な金融商品に対する課税関係〔概要〕	20
・ アメリカの個人所得税（連邦税）計算の仕組み（イメージ）	21
・ イギリスの個人所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み（イメージ）	22
・ ドイツの個人所得税計算の仕組み（イメージ）	23
・ フランスの個人所得税計算の仕組み（イメージ）	24

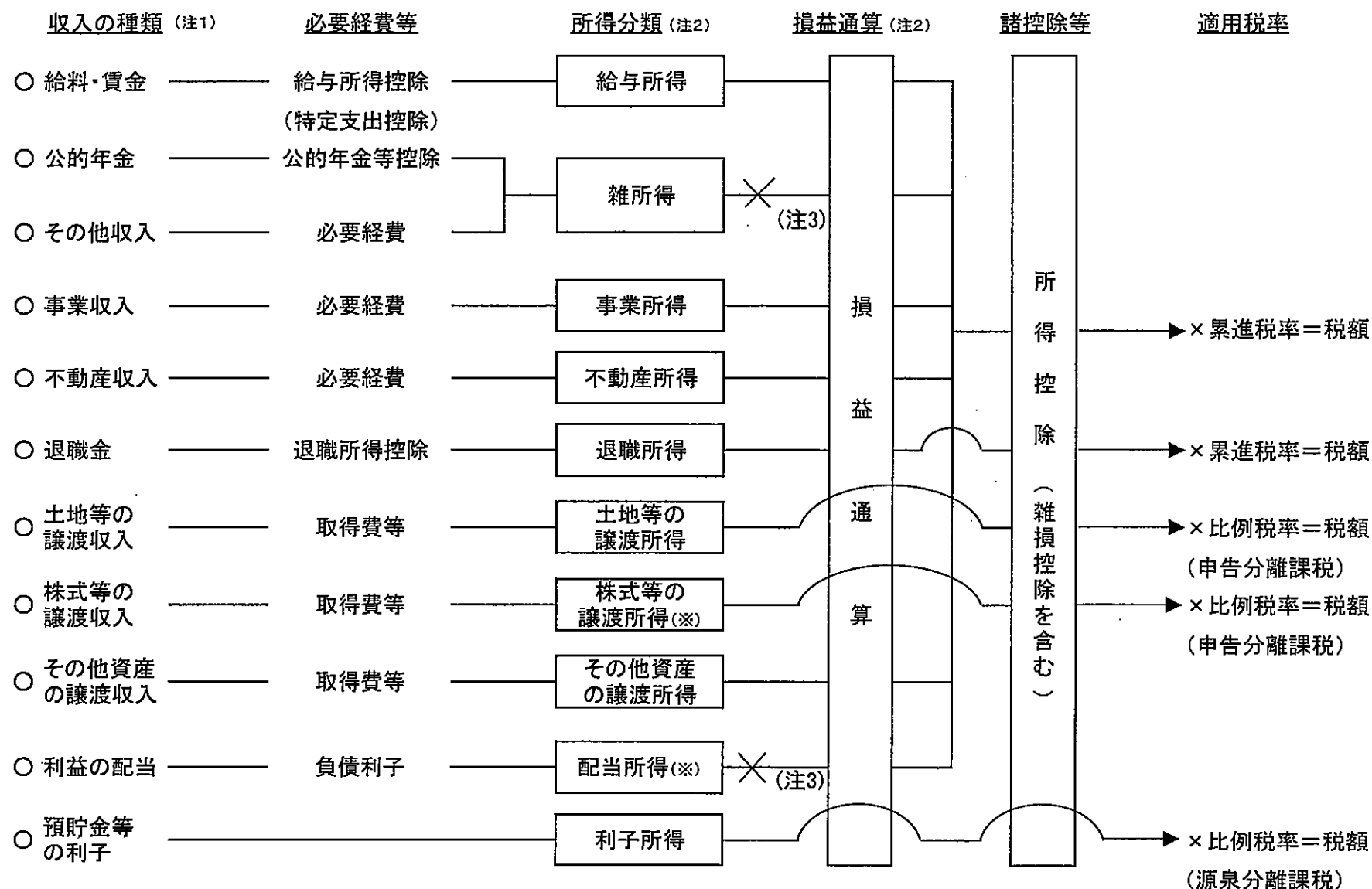
○ 資産減失について

- 基本的な所得税の考え方 -



日本の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(※) 「株式等の譲渡所得」及び「配当所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除等(エンジェル税制)の概要

○ 個人投資家(エンジェル)が特定中小会社の株式を取得し、上場前に、

- ① 特定中小会社が解散をし、その清算が終了したこと又は破産の宣告を受けたことによる無価値化損失が生じた場合に、譲渡損失とみなして、その年の株式譲渡益から控除
- ② 譲渡・無価値化損失が生じた場合に、翌年以後3年間、株式譲渡益から繰越控除

を認める特例

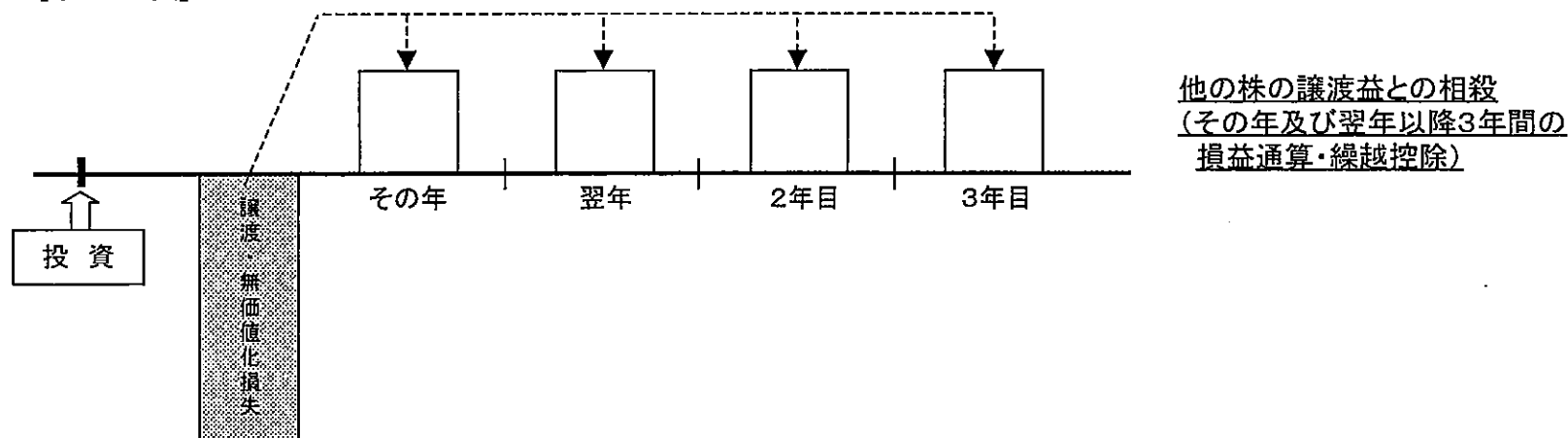
(注1)「特定中小会社」の範囲

- ① 中小創造法の特定中小会社である株式会社
〔平成16年度税制改正:次の②③を対象範囲に追加〕
- ② 投資事業有限責任組合を通じて投資される株式会社
- ③ グリーンシート・エマージング区分の株式会社

(注2) 特例の適用に係る手続等の概要

- ① 投資契約の締結(株式投資契約書の作成)
- ② 確定申告に際しては、①の契約書の写し、株式異動状況明細書及び清算終了の商業登記簿の抄本又は破産宣告の公告等の添付が必要
- ③ 投資家が株式の譲渡等をした場合には、特定中小会社は株式異動状況通知書を翌年1月31日までに所轄税務署長に提出することとされている。

[イメージ図]



上場制度(上場廃止)の概要

【上場廃止】

上場株券の絶対流通量が不足し公正な価格形成が困難になったときや上場会社がいわゆる倒産の状態となったとき等は、当該株券は、「株券上場廃止基準」に該当することとなり、上場廃止となります。

東京証券取引所は、上場株券が上場廃止基準に該当するおそれがある場合には、当該株券を監理ポスト(注)に割り当て、その事実を周知することとしています。また、上場廃止が決定された場合には、当該株券を整理ポストに割り当て、一定期間(原則として1か月間)整理取引を行わせることとしています。

(注)監理ポスト

上場有価証券が上場廃止基準に該当するおそれがある場合には、その事実を投資者に周知させ、投資者がこれに対応する措置がとれるよう、当該株券を「監理ポスト」に割り当て、監理ポストにおいて売買を行わせることにしています。

この監理ポストの割当期間は、上場廃止基準に該当しないことが明確になったとき、又は上場廃止基準に該当することとなったときまでとなり、前者の場合は通常取引に戻り、後者の場合は整理ポストに移行することになります。

(出典) 東京証券取引所ホームページ資料

(参考)上場廃止基準(内国株)概要

			基準名
			株券上場廃止基準
項目	上場株式数		4,000単位未満
	株式	少数特定者 持株数	a又はbに該当する場合 a. 上場株式数の75%(当分の間80%)超(猶予期間1年) b. 上場株式数の90%超(所定の書面を提出する場合を除く) (猶予期間なし)
	分布	株主数	下記的人数未満(猶予期間1年) 上場株式数が a. 1万単位未満の場合 : 400人 b. 1万単位以上 2万単位未満の場合 : 600人 c. 2万単位以上の場合 : 1,000人+ 1万単位ごとに 100人 (上限 2,000人) ただし、最近の投資単位が a. 10万円以上 : 上記による所要株主数の 50万円未満の場合 : 半数(400人を下限) b. 10万円未満の場合 : 400人
	状況		
	上場時価総額		10億円未満(猶予期間9か月(所定の書面を3か月以内に提出しない場合は3か月))
	債務超過		債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(原則として連結貸借対照表による)
	連結財務諸表等の虚偽記載等		a. 「虚偽記載」を行った場合で、その影響が重大であると当取引所が認めたとき b. 監査報告書等において「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨等が記載され、その影響が重大であると当取引所が認めたとき
目	売買高		最近1年間の月平均売買高が10単位未満又は3か月間売買不成立
	その他		銀行取引の停止、破産・再生手続・更生手続又は整理、営業活動の停止、不適当な合併等、上場契約違反、株式の譲渡制限、完全子会社化、指定保管振替機関における取扱いに係る同意の撤回、その他

預金保険制度の概要

<制度の概要>

金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者等を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度

(1) 対象預金等

預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託（貸付信託を含む）、金融債（保護預り専用商品に限る）及びこれらの預金等を用いた積立・財形貯蓄商品、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等

（注）次の預金等は対象から除外されます。

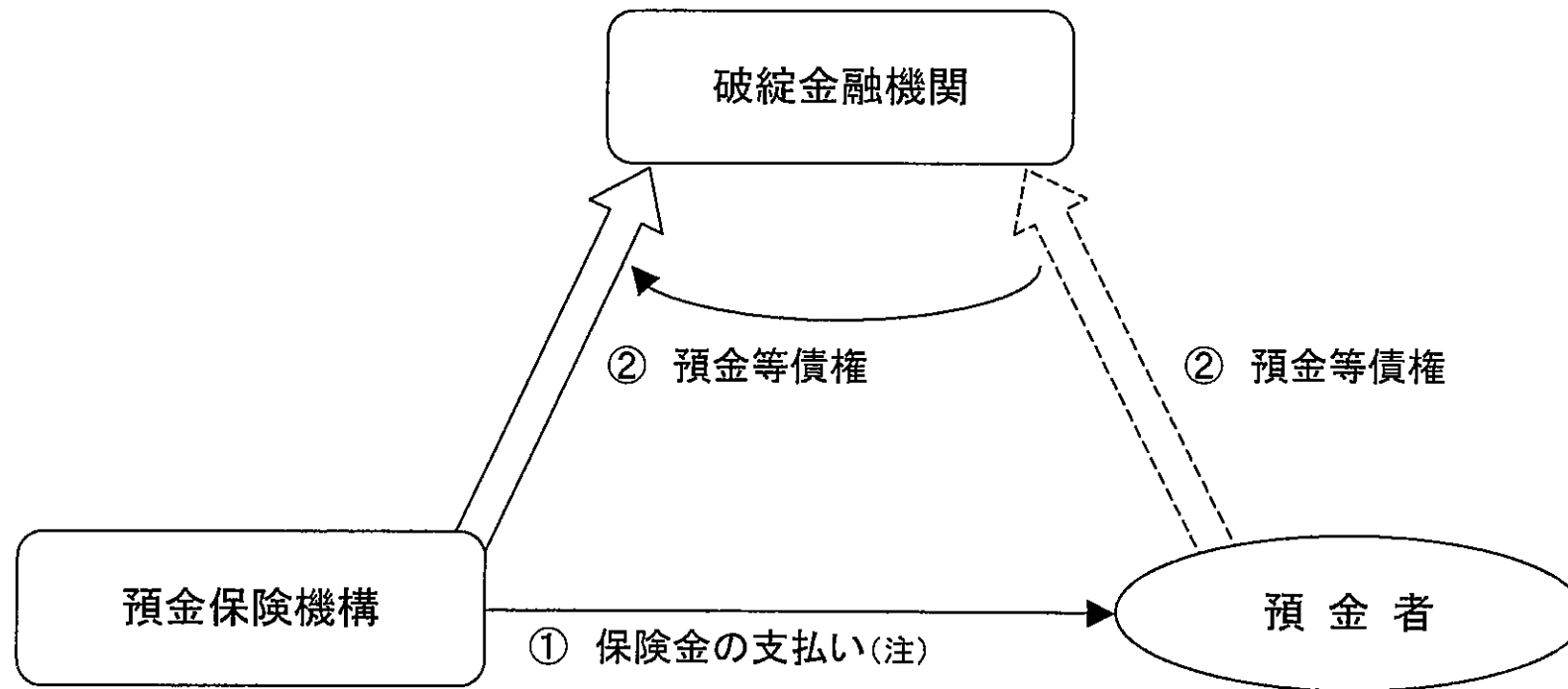
外貨預金、譲渡性預金、特別国際金融取引勘定において経理された預金（オフショア預金）、日本銀行（国庫金を除く）・対象金融機関からの預金（確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等を除く）、預金保険機構からの預金、無記名預金、他人・架空名義預金、元本補てん契約のない金銭信託、金融債（保護預り専用商品以外）

(2) 預金等の保護の範囲

		平成 14 年 4 月～平成 17 年 3 月末まで	平成 17 年 4 月以降
預金保険の対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息がつかない等の条件を満たす預金は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等		合算して元本 1,000 万円までとその利息等を保護 1,000 万円と超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)	

金融機関が破綻したときの預金保護の仕組み

ー 預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式（ペイオフ）の概要ー



- (注) 1. 預金保険機構は、預金者の保険金請求に基づき保険金を支払い、破綻金融機関に対する預金等債権を取得する。
2. 預金者の利便性を確保する措置として、保護される預金以外の預金等につき、破綻金融機関の破産配当見込額等を考慮のうえ決定された一定の率を乗じた金額で預金保険機構が買い取り、預金者に支払う制度等がある。

(参考) 通常、金銭債権の譲渡により生じた利益は、雑所得として総合課税の対象となる。

主要先進国において資産が滅失した場合の税務上の取扱い(未定稿)

(2004 年現在)

		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
事業用資産		事業損失として 控除可能	事業損失として 控除可能	事業損失として 控除可能	事業損失として 控除可能	事業損失として 控除可能
非事業用資産	住宅・家財	—— (但し、雑損控除あり)	—— (但し、一定の場合に 災害・盗難損失控除あり)	——	—— (但し、一定の場合に 雑損控除あり)	——
	生活に通常 必要でない 資産	—— (但し、災害等の場合 には譲渡所得から控除 が可能)				
	有価証券	—— (但し、エンジェル税 制対象の特定中小株式 のみ譲渡損失とみな す)	キャピタル・ロスとして控 除可能(但し、通常所得 との通算は 3,000 ドルに 制限)	キャピタル・ロスとしてキ ャピタル・ゲインとのみ通 算が可能	—— (※総合課税の対象とな る取得後 1 年以内の有 価証券も無価値化によ る損失は認識せず)	キャピタル・ロスとしてキ ャピタル・ゲインとのみ通 算が可能
	預金 (ペイオフ)	——	①短期キャピタル・ロス として(但し、通常所得と の通算は 3,000 ドルに制 限)、 あるいは選択により、 ②災害・盗難損失、又は 雑控除として、 それぞれ一定の控除が 可能	——	——	——

(注) 上記は一般的な課税上の取扱いについて記述したもの。課税上の取扱いに係る資産の切り分け等については、各国により異なり得ることに留意。

有価証券が無価値化した場合の各国における課税上の取扱い(未定稿)

(2004 年現在)

日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
○ なし (注) 特定中小会社の株式が上場等の日前に無価値化した場合には、その事実が発生したことを譲渡とみなし、その損失は株式譲渡損とみなして、株式譲渡所得からの控除が認められる。	○ 一般に、有価証券が無価値化した場合には、課税年度の最終日に売却又は交換取引により損失が生じたものとして扱われる。 ○ 無価値化した損失分については、キャピタル・ロスとしてキャピタル・ゲインと損益通算し、通算しきれない分は年間 3,000 ドルを限度として通常所得との通算が認められる。	○ 一般に、有価証券が無価値化した場合には、申告時又は申告時までの特定の時点に売却・即時再取得したものと扱うことが認められる。 ○ 無価値化した損失分については、キャピタル・ロスとしてキャピタル・ゲインのみと損益通算が認められる。	○ なし (※総合課税の対象となる取得後 1 年以内の有価証券も無価値化による損失は認識せず。)	○ 一般に、裁判上の更生又は清算により、有価証券が無価値化した場合には、当該更生又は清算が確定した年に損失が生じたものとして扱われる。 ○ 無価値化した損失分については、キャピタル・ロスとしてキャピタル・ゲインのみと損益通算が認められる。

雑損控除の概要

制度の概要

住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合には、次の金額が「雑損控除」として所得控除できる制度

次のいずれか多い方の金額

- ① (災害損失の金額＋災害関連支出の金額)－年間所得金額×10%
- ② 災害関連支出の金額－5万円

(—— 適用下限額)

(注) 災害関連支出の範囲

- (イ) 損壊等した住宅家財等の取壊し、除去等のための支出
- (ロ) 災害がやんだ日の翌日から1年以内にした次に掲げる支出
 - ・ 災害によって生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
 - ・ 住宅家財等の使用可能な原状回復のための支出
 - ・ 住宅家財用の損壊等を防止するための支出
- (ハ) 災害によって住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに生ずるおそれがあると見込まれる場合における被害の拡大、発生を防止するため緊急に必要な措置のための支出

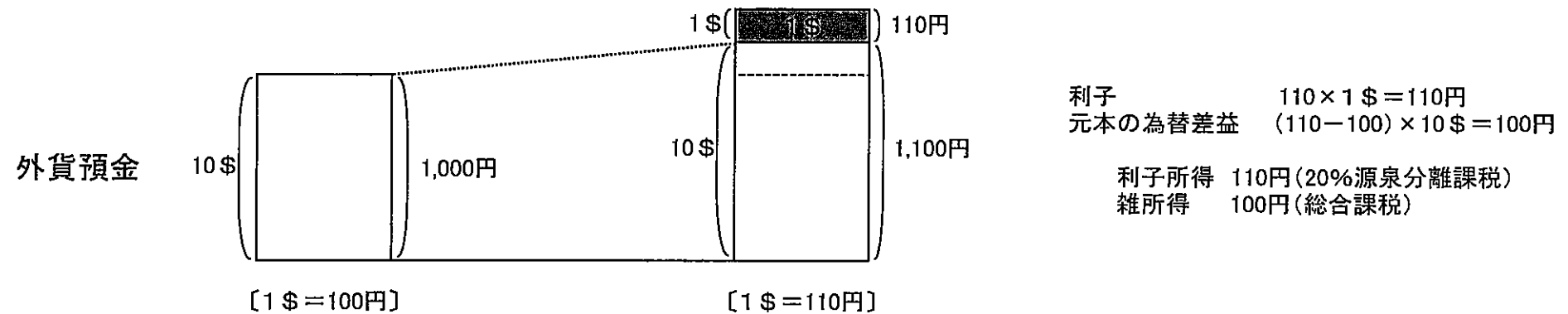
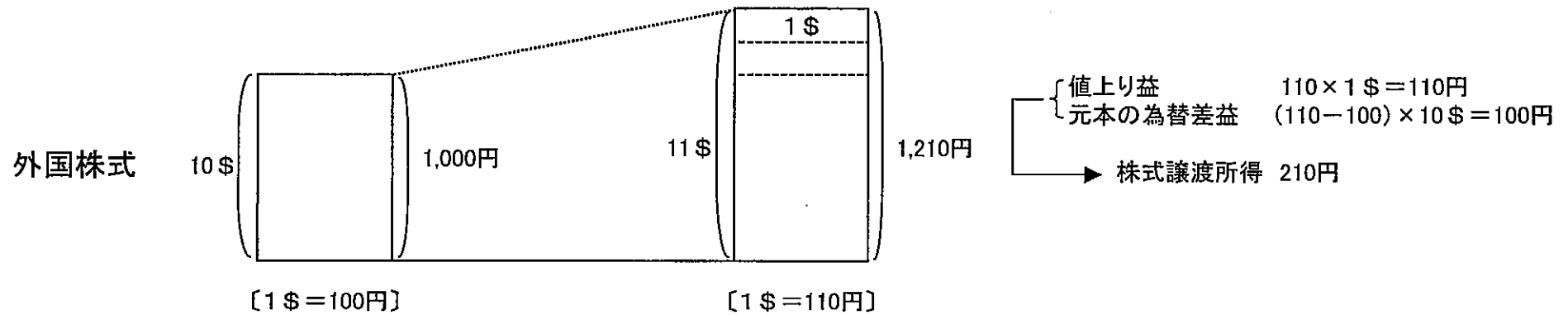
外貨建て商品・保険・先物等の課税関係（換金時）

		換 金 時		支払調書の有無	
		売却段階	払戻し(償還・解約)段階		
外貨建て商品 (為替差益)	外貨建て預金 〔為替先物予約なし〕	—	〔元本の為替差益〕 総合課税 (雑所得)	不 要	
	〔為替先物予約あり〕	—	〔元本の為替差益〕 20%源泉分離課税 (雑所得)	不 要	
	外貨建て利付債	非課税 ＜為替差益も含む＞	〔償還差益・為替差益〕 総合課税 (雑所得)	不 要	
	上場外国株式	20(10)%源泉徴収選択 申告不要 申告分離課税 (株式譲渡所得) ＜為替差益も含む＞	—	株式等の譲渡の対価の支払調書(注2) (年間の支払金額が100万円以下又は 1回の支払金額が30万円以下の場合には不要)	
	外国公募株式投資信託 (注1)	20(10)%源泉徴収選択 (株式譲渡所得) ＜為替差益も含む＞	〔収益分配〕 20(10)%源泉徴収 申告不要 総合課税 (配当所得)	株式等の譲渡の対価の 支払調書(注2) (年間の支払金額が100万円 以下又は1回の支払金額が 30万円以下の場合には不要)	配当、剰余金の分配及び 基金利息の支払調書 (1回の支払金額が5万円(計 算期間が1年以上のときは10 万円)以下の場合には不要)
保 険	養老保険	1/2総合課税 (一時所得)		生命保険契約等の一時金の支払調書 (1回の支払金額が100万円以下の場合には不要)	
	一時払養老保険 (保険期間5年以下)	20%源泉分離課税 (一時所得)		不 要	
	個人年金保険	総合課税 (雑所得)		生命保険契約等の年金の支払調書 (年間の支払金額が20万円以下の場合には不要)	
	変額(年金)保険	1/2総合課税 (一時所得)	総合課税 (雑所得)	生命保険契約等の 一時金の支払調書 (1回の支払金額が 100万円以下の場合には不要)	生命保険契約等の年金の 支払調書 (年間の支払金額が 20万円以下の場合には不要)
先 物 等	商品先物	20%申告分離課税 (雑所得)		先物取引に関する調書	
	有価証券(指数等)先物 有価証券オプション	20%申告分離課税 (雑所得)		先物取引に関する調書	

(注1) 外国公募株式投資信託の解約・償還時において、取得価額と元本額との間で差益(為替差益を含む。)が生じる場合には、株式譲渡所得として申告分離課税が行われる。

(注2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡については、源泉徴収選択口座の場合には支払調書及び年間取引報告書の提出は不要であり、簡易申告口座の場合には支払調書の提出は不要であるが、年間取引報告書を提出することとされている。

外貨建て商品の課税の概要（イメージ図）



生命保険商品（養老保険・変額保険）の概要

【養老保険】

10年、20年など保険期間を定めて契約し、その間に死亡・高度障害になった場合は死亡保険金が受け取れます。無事に満期を迎えた場合には、死亡保険金と同額の満期保険金が受け取れます。養老保険のうち、契約時に保険料をすべて払い込む（一時払いする）ものが、一時払養老保険です。月払いなどで満期まで保険料を払い込む合計額よりも一時払いの保険料の方が安いので、さらに利回りがよくなります。

【変額保険】

株や債券を中心にして払込み保険料を運用し、その実績に応じて保険金額が変動する商品です。一生涯保障が続く終身型と、一定期間で満期となる有期型があります。死亡・高度障害時に受け取れる保険金は、運用実績にかかわらず最低保証されます。ただし、途中で解約した場合の解約返戻金や満期を迎えた場合の満期保険金には、最低保証はありませんので、リスクが伴う商品であることの留意が必要です。

このほか、資産運用の実績に応じて年金や解約返戻金などが増減する変額個人年金保険を取り扱う会社もあります。解約返戻金には最低保証がありませんが、年金の最低保証についてはある会社とない会社があります。保険料は契約時に一時払いするタイプが主流です。

（出典）金融広報中央委員会ホームページ資料

（参考）生命保険の主要商品一覧

		主な保険期間 (満了年齢)	主な払込期間 (毎払)	貯蓄商品としての特徴	
定期保険		5～30年の5年単位 50～85歳の5歳刻み	保険期間と同一	満期保険金なし	
終身保険		終身	有期払込 終身払込	満期保険金はないが、長期間継続すると積立部分が増え、老後資金として利用することも可能	
定期付 終身保険		終身(定期保険特約 部分は一定期間)	有期払込 終身払込	満期保険金はないが、積立部分(ファンド)を持っており、払込期間中はお金を出し入れできる。	
自由設計型の 保険		終身(自由設計部分 は一定期間)	有期払込	満期保険金はないが、積立部分(ファンド)を持っており、払込期間中はお金を出し入れできる。	
養老保険		5～30年の5年単位 55～80歳の5歳刻み	保険期間と同一	満期保険金(死亡保険金と同額)あり	
こども保険		子どもの年齢が 15、18、20、22歳に なるまで	保険期間と同一	子どもの入学・進学年齢に合わせて祝金があり、満期時には満期保険金が受け取れる	
変額 保険	終身型	終身	有期払込 終身払込	運用実績に応じて保険金・解約返戻金が増減	満期保険金なし。解約返戻金の最低保証なし
	有期型	5～30年の5年単位 50～80歳の5歳刻み	保険期間と同一	運用実績に応じて保険金・解約返戻金が増減	満期保険金あり。満期保険金、解約返戻金の最低保証なし
個人年金保険		年金受取開始年齢は 55～70歳の5歳刻み	年金開始年齢・ 年金開始年齢の 5歳前まで	年金受取年齢から毎年年金が受け取れる。年金受取期間に応じて、終身年金、保証期間付終身年金、確定年金、有期年金、保証期間付有期年金がある。	

金融類似商品等に対する課税制度の概要

区 分			概 要		(参考) 昭和63年 3 月以前の制度	
			所 得 税	住 民 税	所 得 税	住 民 税
譲 渡 ・ 融 ・ 一 類 時 似 ・ 商 ・ 雑 所 得	割 引 債 の 償 還 差 益		源 泉 分 離 課 税 (原 則 18% の 源 泉 徴 収)	非 課 税	源 泉 分 離 課 税 (16% の 源 泉 徴 収)	非 課 税
	金 融 類 似 商 品	定期積金及び相互掛金の給付補 てん金	利子所得と同様に源泉分離課税 (15 % の 源 泉 徴 収) [住民税 5%]		雑所得として申告が必要	
		抵 当 証 券 の 利 息				
		金貯蓄（投資）口座の利益			一般的には譲渡所得（売買益－50万円）として 申告が必要	
		外貨建定期預金の為替差益			雑所得として申告が必要(利子部分は利子所得)	
		一時払養老保険及び一時払損害 保険等の差益（保険期間等が5年以下のものに限る。）			一時所得（(受取金額－払込保険料－50万円）の 2 分の 1 ）として申告が必要	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等		利子所得と同様に源泉分離課税 (15 % の 源 泉 徴 収) [住民税 5%]		(参考) 平成 7 年 3 月以前の制度 一時所得（(受取金額－50万円）の 2 分の 1 ） として申告が必要	

主な金融商品に係る損益について

預貯金の利子	公社債の利子	公募株式投資信託の 収益分配金	上場株式の配当
—	公社債の譲渡損益	公募株式投資信託の 譲渡損益	上場株式の譲渡損益
預貯金の元本割れによる損失 (ペイオフ等)	公社債の元本割れによる損失	会社の倒産等による 株式の無価値化	会社の倒産等による 株式の無価値化

納税者番号制度未導入国であるイギリス、ドイツ、フランスの状況について(未定稿)

(2004 年現在)

	イギリス	ドイツ	フランス
金融資産性所得の課税方式	利子: 源泉徴収の上、総合課税 配当: 総合課税 キャピタルゲイン: 総合課税	利子: 源泉徴収の上、総合課税 配当: 源泉徴収の上、総合課税 キャピタルゲイン: 原則非課税	利子: 源泉分離課税又は総合課税 配当: 総合課税 キャピタルゲイン: 申告分離課税
キャピタル・ロスと他の所得(利子、配当、給与等)との通算	不可	不可	不可
納税者番号制度の有無	なし (統一的な番号による税務上のマッチングなし)	なし (統一的な番号による税務上のマッチングなし)	なし (統一的な番号による税務上のマッチングなし)
税務に関連する他の主な番号	税務整理番号(reference number) 国民保険番号(National Insurance Number)	—	税務整理番号(numero fiscal) 国民識別番号(NIR)
備考	非課税個人貯蓄勘定(ISA)の口座開設時に国民保険番号を申告。	- 統一的なあらゆる登録、管理に対して適用される国民標識(国民番号)の導入は、憲法裁判所の1969年及び83年判決により憲法上禁止されている。 2003年に租税通則法が改正され、2007年より州毎に異なっていた税務整理番号を連邦レベルで統一する予定(ただし、民間利用は制限され、当該番号を利用したマッチングは行われない模様)。	利子や配当等を支払った者(金融機関等)は、受取人の氏名、生年月日、金額等につき、税務当局に年に1回申告しなければならない。

日本における主な個人向け金融商品に対する課税関係[概要]

		保有段階	売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	利子所得[20%源泉分離課税]	—	—	—	—
公社債	利付債	利子所得[20%源泉分離課税]	非課税	ないものとみなす	雑所得[総合課税]	課税関係なし
	割引債	—	非課税	ないものとみなす	雑所得[発行時18%源泉分離課税]	雑所得から控除可
株式	上場株式	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損(3年間繰越可)	—	—
	非上場株式	配当所得[20%源泉徴収]	譲渡所得[20%申告分離課税]	株式譲渡損	—	—
投資信託等	公社債投資信託	利子所得[20%源泉分離課税]	非課税	ないものとみなす	利子所得[20%源泉分離課税]	ないものとみなす
	公募株式投資信託	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損(3年間繰越可)	配当所得[20(10)%源泉徴収]	株式譲渡損(3年間繰越可)
	ETF	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損(3年間繰越可)	—	—
	Jリート	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損(3年間繰越可)	—	—

アメリカにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004 年 1 月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [10～35%の 6 段階で総合課税]	—	—
公社債		利子 [10～35%の 6 段階で総合課税]	売却・解約・償還による 実現額と調整投資基準額(注 3)の差額は、 プラスの場合、原則として、 短期(1 年以下保有)キャピタル・ゲイン [10～35%の 6 段階で総合課税] 長期(1 年超保有)キャピタル・ゲイン [5、15%の 2 段階で総合課税]	売却・解約・償還による 実現額と調整投資基準額(注 3)の差額は、 マイナスの場合、原則として、 キャピタル・ロスとしてキャピタル・ゲインと 損益通算し、純キャピタル・ロスが生じた 場合は、夫婦共同申告の場合で年間 3,000ドル(約 35 万円)まで、他の通常所得 (給与、利子、配当等)との通算が認めら れる(無期限の繰越し可)
		発行差金(OID)(注 2) [10～35%の 6 段階で総合課税]		
株式		配当 [5、15%の 2 段階で総合課税]		
投資信託等	一定の証券投資信託 (RIC:規制投資会社)	分配金の源泉別に課税。主なものとして、 配当の分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] 長期キャピタル・ゲインの分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] その他通常の分配(利子等) [10～35%の 6 段階で総合課税] 非課税利子の分配[非課税]		
	REIT (不動産投資信託)	分配金の源泉別に課税。主なものとして、 配当の分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] 長期キャピタル・ゲインの分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] その他通常の分配(不動産賃貸料等) [10～35%の 6 段階で総合課税]		

(注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型、異なる税務会計基準(現金主義又は発生主義)の採用、納税者番号の使用の有無等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。なお、上記課税関係は、連邦所得税のみを記述したものであり、殆どの州及び一部の市において、別途、個人所得税が課されることに留意。

(注2) 発行差金(OID: Original Issue Discount)とは、原則として、発行価格と満期時における表示償還価額との差額をさす。

(注3) 調整投資基準額(adjusted basis)とは、取得費(投資基準額:basis)を、未払い発生利子や発行差金(OID)等により加算調整し、プレミアム発行分の償却分等により減算調整したもの。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=115円(平成16年1月から平成16年6月適用の基準外国為替相場)

イギリスにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004 年 1 月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子(Schedule D, CaseⅢ) [20%源泉徴収] [10、20、40%の3段階で総合課税]	—	—
公社債 (適格公社債)	利付債	利子(Schedule D, CaseⅢ) [20%源泉徴収] [10、20、40%の3段階で総合課税]	非課税	ないとみなす
	ゼロクーポン債(注2)	—	割引額(discount)(Schedule D, CaseⅢ) [10、20、40%の3段階で総合課税]	ないとみなす
株式		配当(Schedule F)(注3) [10、32.5%の2段階で総合課税]	キャピタル・ゲイン [10、20、40%の3段階で総合課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインとのみ通算が 認められる(無期限繰越し可)]
投資信託 (適格投資信託)	配当として分配が 行われる場合	配当の分配(Schedule F)(注3) [10、32.5%の2段階で総合課税]	キャピタル・ゲイン [10、20、40%の3段階で総合課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインとのみ通算が 認められる(無期限繰越し可)]
	利子として分配が 行われる場合	利子の分配(Schedule D, CaseⅢ) [20%源泉徴収] [10、20、40%の3段階で総合課税]		

(注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。個人の「所得」については所得税(通常の税率は10、22、40%の3段階)が課税され、個人の「譲渡益(キャピタル・ゲイン)」についてはキャピタル・ゲイン税が課税される。

(注2) ゼロクーポン債の換金段階では、割引額(discount)に対して所得税が課税される(キャピタル・ゲイン税は非課税とされている)。

(注3) 株式の配当(投資信託の配当の分配)は、受取配当(分配)額とその10/90を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当(分配)額の10/90を控除する。

ドイツにおける主な個人向け金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004 年 1 月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [30%源泉徴収] [16%～45%+連帯付加税で総合課税]	—	—
公社債	利付債	利子 [30%源泉徴収] [16%～45%+連帯付加税で総合課税]	原則、非課税(注3)	原則、ないとみなす(注4)
	ゼロクーポン債	—	利子とみなす [16%～45%+連帯付加税で総合課税]	ないとみなす
株式		配当(注2) [20%源泉徴収] [16%～45%+連帯付加税で総合課税]	原則、非課税(注3)	原則、ないとみなす(注4)
投資信託等		分配金の源泉別に課税。主なものとして、 利子の分配 [30%源泉徴収] 配当の分配(注2) [20%源泉徴収] [16%～45%+連帯付加税で総合課税]	原則、非課税(注3)	原則、ないとみなす(注4)

(注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) 株式の配当(株式投資信託の配当の分配)は、受取配当(分配)額の1/2を課税所得に算入する。

(注3) 換金段階の利益は、原則として非課税とされているが、投機的売買の場合(1年以下保有の有価証券の譲渡)については、その他所得として総合課税の対象となる。

(注4) 換金段階の損失は、原則としてないとみなされるが、投機的売買による譲渡損失がある場合には、投機的売買による譲渡益との間でのみ通算が可能である。投機的売買による譲渡益と譲渡損失を通算後、なお譲渡損失がある場合には、損失の繰戻し(1年)及び繰越し(無期限)が認められる(他の所得との損益通算不可)。

フランスにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004 年 1 月現在)

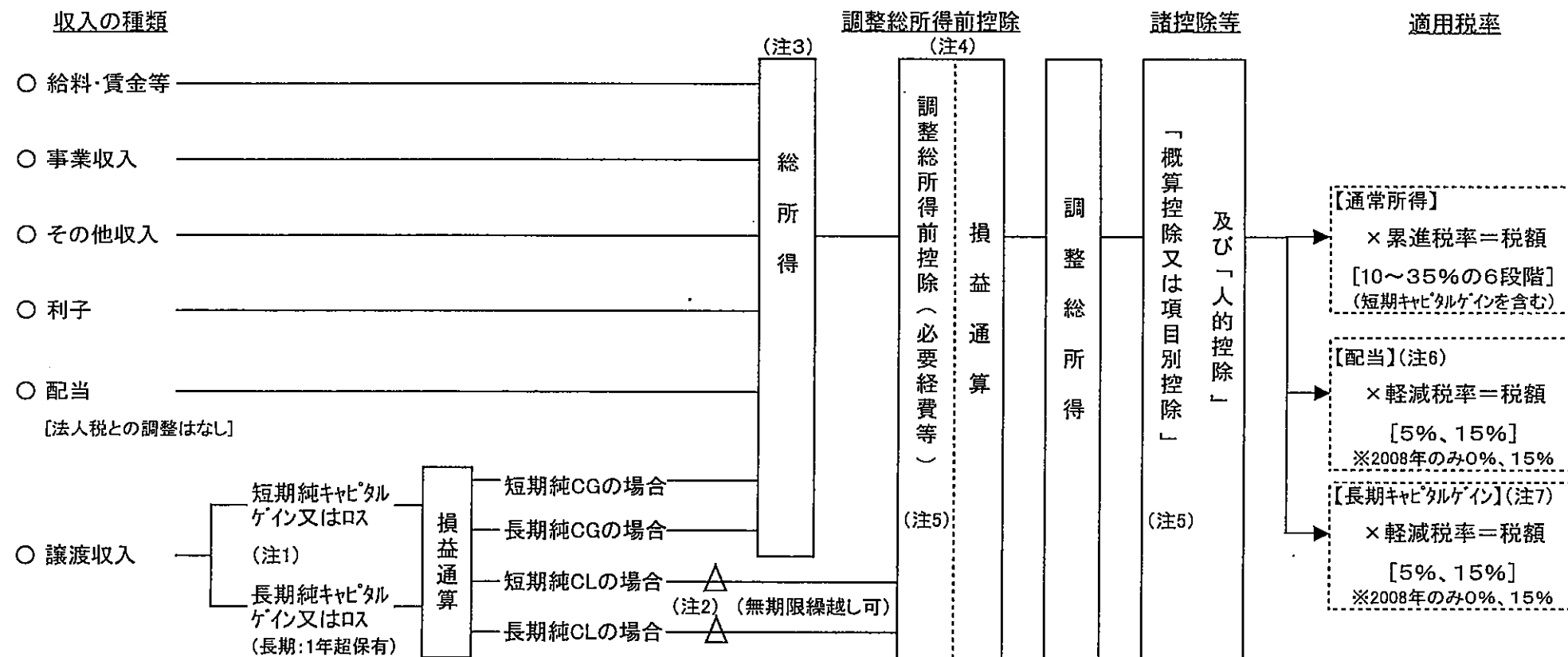
		保有段階	換金段階			
			売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [26%源泉分離課税または総合課税]	—			
公社債	利付債	利子 [26%源泉分離課税または総合課税]	キャピタル・ゲイン [26%申告分離課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインと のみ通算が認められ る(10 年間繰越可)]	償還プレミアム [26%源泉分離課税 または総合課税]	利子に係る損失 [償還の前年に支払わ れた当該債券の利子と のみ通算が認められる (総合課税の場合)]
	ゼロクーポン債	—				—
株式		配当(注 4) [総合課税]			—	
投資信託	会社型投資信託 (SICAV) 及び 契約型投資信託 (FCP)	分配金の源泉別に課税(注 5)。 主なものとして、 利子の分配 [26%源泉分離課税または総合課税] 配当の分配(注 4) [総合課税]			キャピタル・ゲイン [26%申告分離課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインと のみ通算が認められる (10 年間繰越可)]

- (注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。
- (注2) 総合課税の場合、利子、配当及び償還プレミアムは、他の所得と合算した上で累進税率(6.83~48.09%の 6 段階)が適用されるが、合算前に別途社会保障関連諸税(計 10%)が課される。
- (注3) 源泉分離課税及び申告分離課税の税率 26%には、社会保障関連諸税(計 10%)が含まれる。
- (注4) 株式の配当(投資信託の配当の分配)は、受取配当(分配)額とその 1/2 を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当(分配)額の 1/2 を控除する。
- (注5) 個人投資家が会社型投資信託(SICAV)または契約型投資信託(FCP)から受け取る分配金については、分配金の原資となる運用益の所得の種類(利子、配当、非課税所得等)により、課税関係が異なる。

アメリカの個人所得税(連邦税)計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)



(注1) キャピタルゲイン・ロスに係る損益通算については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)別に損益を計算し、次に短期純譲渡損益と長期純譲渡損益を通算する。(損益通算後、)短期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算して通常所得のブラケットに応じた通常の税率が適用され、長期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算した場合の所得ブラケットに応じて通常とは異なる軽減税率が適用される。

(注2) 損益通算後、短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドル(約35万円)を限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で総所得から控除し、控除し切れない場合には無期限の繰越しが認められる。

(注3) 原則として、全ての源泉より生じる所得は、法律上別段の定めのある場合を除き、総所得金額に含まれる(所得区分なし)。

(注4) 調整総所得前控除では、事業経費、教員経費、個人退職勘定(IRAs)掛金、転勤費用等の控除が認められている。

(注5) 支払い利子については、調整総所得前控除において事業借入利子、賃貸活動から生じた利子及び適格教育ローン利子が、項目別控除を選択した場合には適格住宅ローン利子、投資利子が、それぞれ一定の限度の下で控除が認められる。

(注6) 2003年1月1日以降に始まる課税年度より施行。但し、2009年1月1日以降に始まる課税年度より2003年ブッシュ減税前(通常税率による総合課税)に復帰。

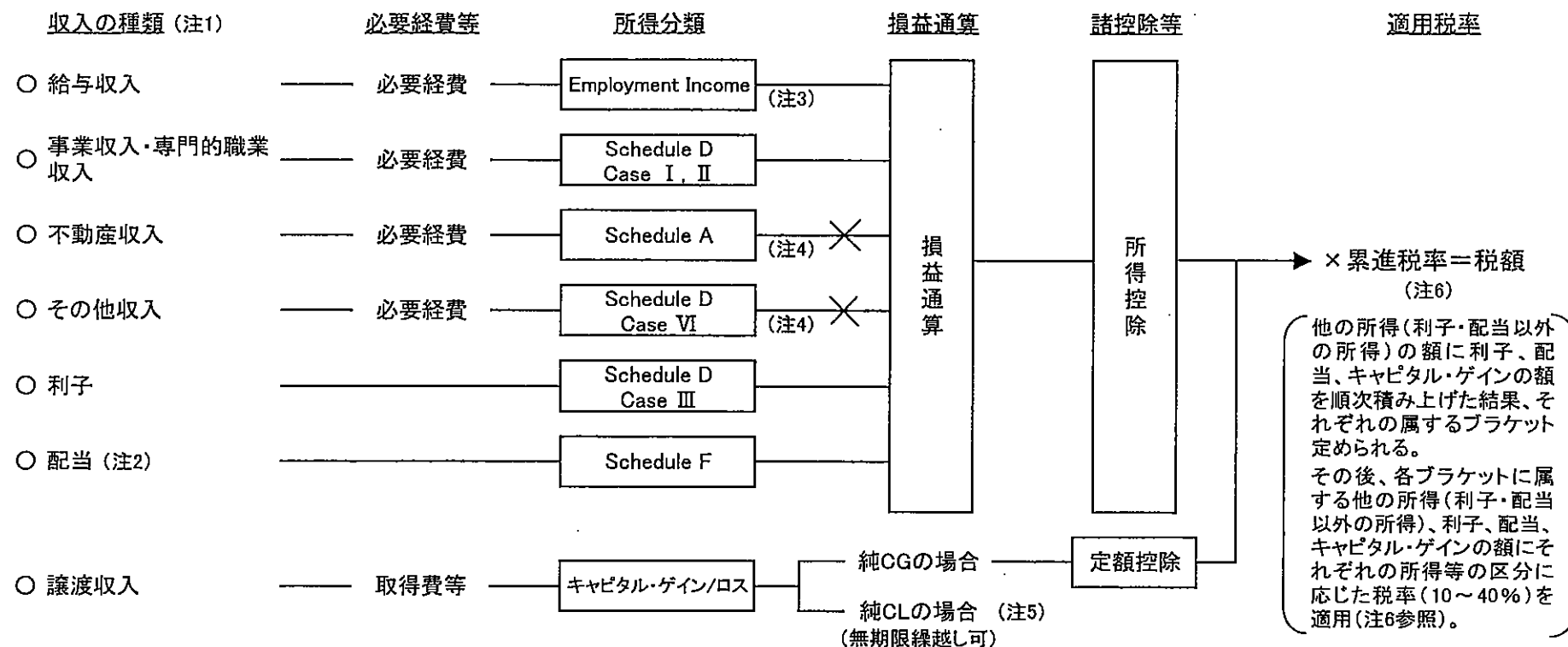
(注7) 2003年5月6日以降に終了する課税年度より施行。但し、2009年1月1日以降に始まる課税年度より2003年ブッシュ減税前(1年超保有:10%、20%、5年超保有:8%、20%(2006年以降18%))に復帰。

備考: 邦貨換算レートは、1ドル=115円(平成16年1月から平成16年6月適用の基準外国為替相場)

イギリスの個人所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)



(注1) 個人の「所得」については所得税が課税され、個人の「譲渡益(キャピタル・ゲイン)」についてはキャピタル・ゲイン税が課税される。

(注2) 株式の配当は、受取配当額とその10/90を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の10/90を控除する。

(注3) 2003年4月5日以降、給与、年金及び社会保障給付を対象としたSchedule E という所得分類は廃止され、これらの所得は、それぞれ Employment Income、Pension Income 及び Social Security Income に分類されている(Income Tax (Earnings and Pensions) Act 2003)。

(注4) 不動産所得(Schedule A)及びその他所得(Schedule D, Case VI)に損失が生じた場合、その損失を他の所得と損益通算することは基本的に認められない。

(注5) 当期の全てのキャピタル・ゲインとキャピタル・ロス及び前期から繰り越されたキャピタル・ロスを通算し、なおキャピタル・ロス(純CL)が残る場合は、翌期以降のキャピタル・ゲインと無期限に通算することができる。

(注6) 利子・配当以外の所得、利子、配当及びキャピタル・ゲインに適用される税率はそれぞれ以下のとおり(2003年度)。

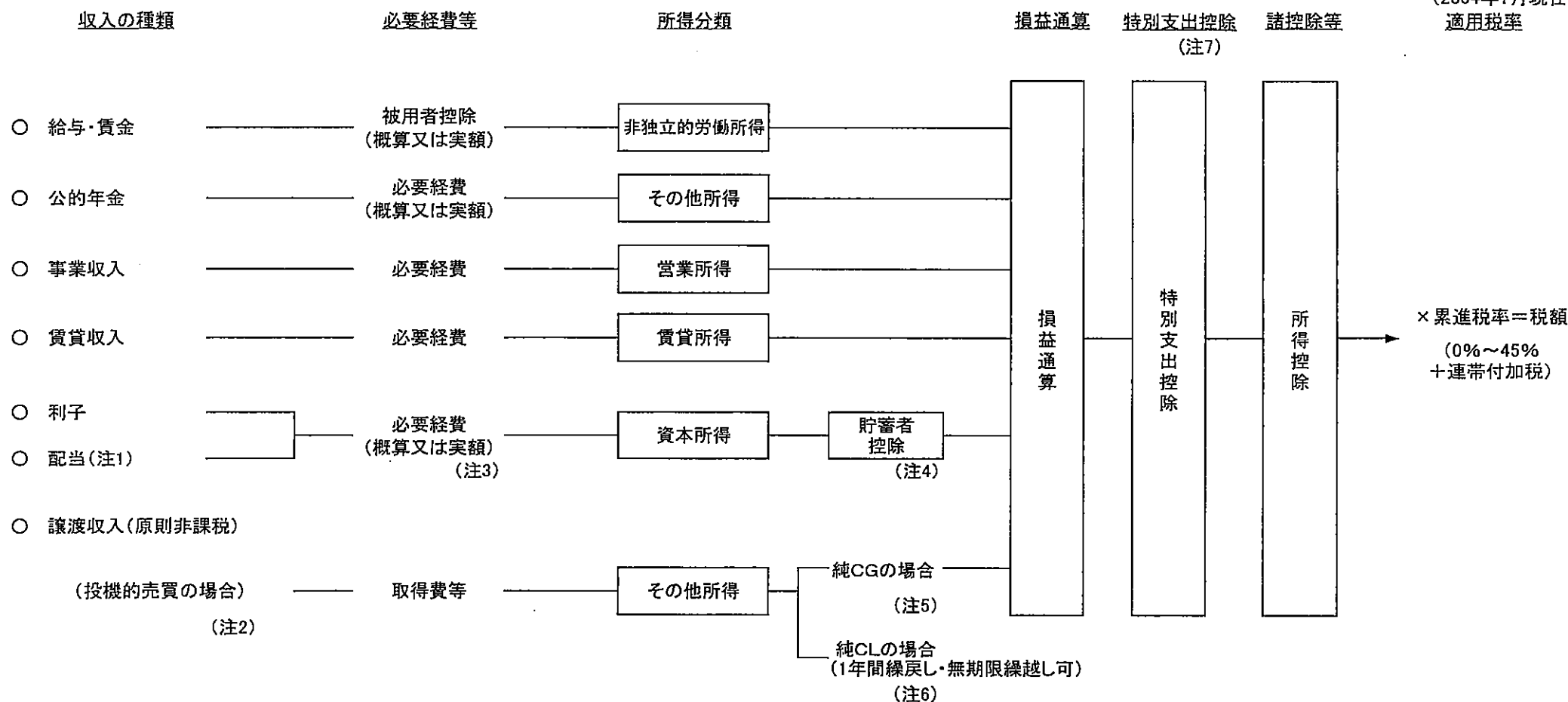
課税所得(ポンド)	利子・配当 以外の所得	利子	配当	キャピタル・ ゲイン
～ 1,960 (約 37 万円)	10%	10%	10%	10%
1,961～30,500 (約 576 万円)	22%	20%	10%	20%
30,501～	40%	40%	32.5%	40%

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド＝189円(裁定外国為替相場：平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

ドイツの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)
適用税率



(注1) 株式の配当は、受取配当額の1/2を課税所得に算入する。

(注2) 1年以下保有の有価証券の譲渡、10年以下保有の土地の譲渡等については、投機的売買とみなされ課税対象となる。

(注3) 資本所得(主に利子・配当)については、年間51ユーロ(約6,700円)の必要経費の概算控除が可能(実額控除との選択が可能)。

(注4) 利子等の資本所得については、必要経費の控除後、年間1,370ユーロ(約18万円)の貯蓄者控除が存在する。

(注5) 通算後なお譲渡益がある場合(純CGがある場合)には、他の所得と合算して総合課税される(但し、年間の純CG合計額が512ユーロ(約7万円)未満までの場合は非課税)。

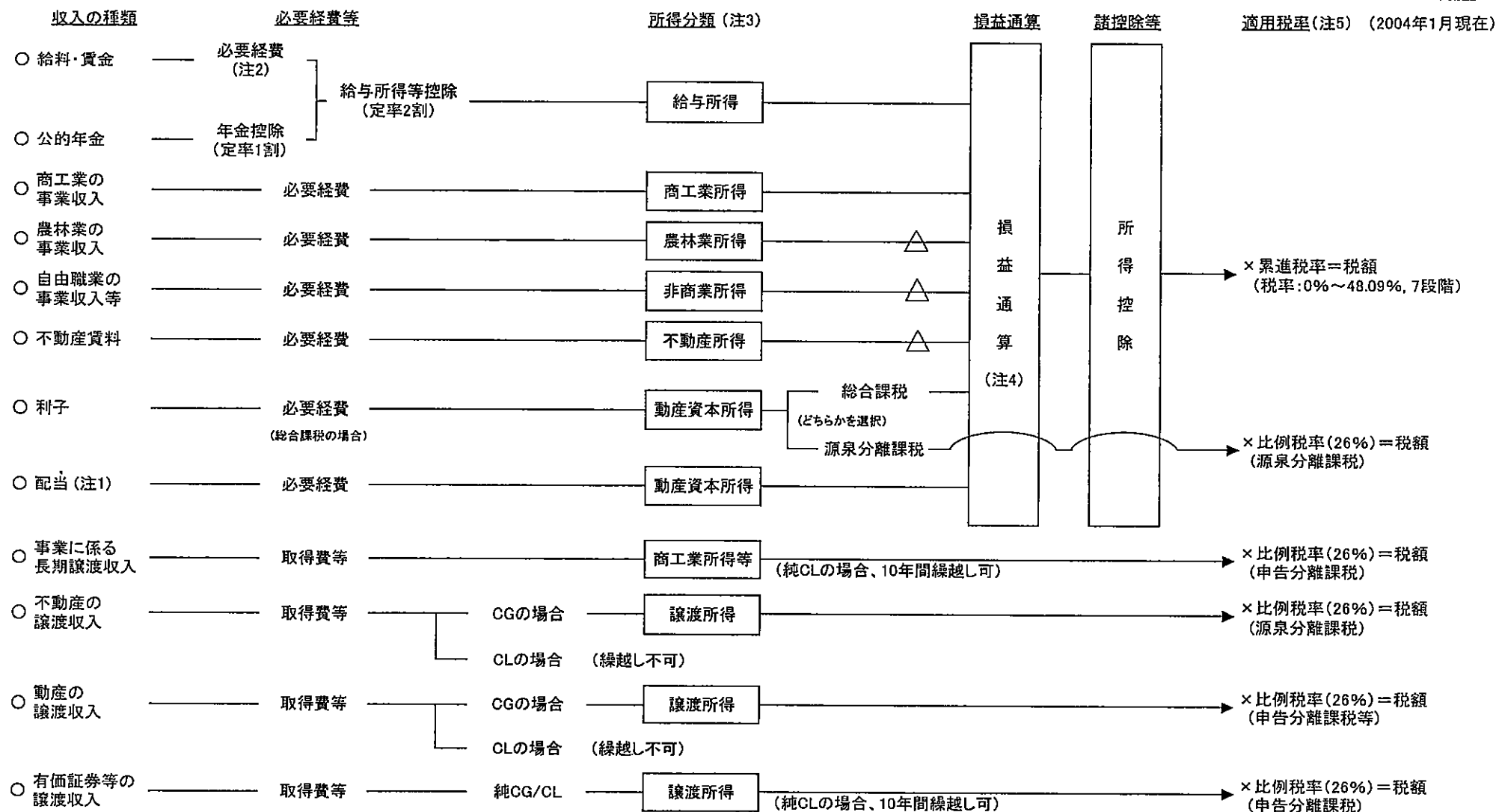
(注6) 投機的売買による譲渡損失がある場合には、投機的売買による譲渡益との間でのみ通算が可能である。投機的売買による譲渡益と譲渡損失を通算後、なお譲渡損失がある場合(純CLがある場合)には、損失の繰戻し(1年)及び繰越し(無期限)が認められる(他の所得との損益通算不可)。

(注7) 社会保険料、生命保険料、税務相談料、研修費等については、特別支出として概算又は実額による控除が認められる。

備考: 邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)

フランスの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 株式の配当は、受取配当額とその1/2を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の1/2を控除する。

(注2) 給料・賃金にかかる必要経費については、概算控除と実額控除の選択が可能。

(注3) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等の適用がある場合がある。

(注4) 農林業所得、非商業所得及び不動産所得に損失が生じた場合、総合課税に服する他の所得との損益通算は一定の限度の下で認められる。

(注5) 源泉分離課税及び申告分離課税の税率26%には、社会保障関連諸税(計10%)が含まれている。総合課税対象所得には累進税率に加えて、社会保障関連諸税(計8%または計10%)が別途課される。